

岡介第 745 号  
令和3年10月5日

居宅介護支援事業所 管理者 様

岡山市保健福祉局高齢福祉部介護保険課長  
岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課長

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について

岡山市の介護保険制度の運営につきまして、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険最新情報V01.1006（令和3年9月14日発出）及び介護保険最新情報V01.1009（令和3年9月22日発出）において、「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証」、「高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検」の2つのケアプラン検証・点検の趣旨・目的が周知され、10月から施行されます。

対象は「令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、市町村から指定されたもの」ですが、データ抽出は両方ともに国民健康保険団体連合会給付適正化システムを活用し、令和3年10月分ケアプランに関する抽出ができるのは、令和4年2月頃となる見込みです。岡山市が対象ケアプランを指定し、皆様に通知を送るのはそれ以降になります。

ケアプラン点検・検証の仕組みについては、後日周知させていただきますので、ご対応いただくようお願いいたします。

<参考>

・介護保険最新情報V01.1006

「指定居宅介護支援事業所等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準」の告示及び適用について（通知）

令和3年9月14日

・介護保険最新情報V01.1009

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）

令和3年9月22日